

宮津市公報

令和7年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

53	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（喜多8区会）	1
54	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（田井自治会）	1
55	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（矢原自治会）	1
56	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（新宮自治会）	1
57	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（溝尻自治会）	2
58	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中津自治会）	2
59	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（浜野路自治会）	2
60	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（島陰自治会）	3
61	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小寺自治会）	3
62	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（山中自治会）	3
63	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（鶴賀自治会）	4
64	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良宮本自治会）	4
65	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中村自治会）	4
66	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（浪花自治会）	5
67	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（つつじが丘自治会）	5
68	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中野自治会）	5
69	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（波路自治会）	5
70	特定空家等及び特定空地の認定に係る基準の一部を改正する告示	6
71	宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱	6
72	宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	7
73	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇自治会）	7
74	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良脇自治会）	8
75	宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	8
76	宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金交付要綱	8
77	宮津市がん患者アピアランスケア支援助成金交付要綱	10
78	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（獅子自治会）	12
79	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小字獅子区）	12
80	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（福田自治会）	12
81	宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付要綱	13
82	宮津市衛星通信機器等導入補助金交付要綱	14
83	指定地域密着型サービス事業者の指定	15

公 告

24	公示送達	15
25	公示送達	15
26	宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項	15

教 育 委 員 会

《告 示》

10	宮津市教育委員会定例会の招集	20
----	----------------	----

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

4 宮津市農業委員会定例総会の招集 20

告 示

宮津市告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年1月18日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月3日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 喜多8区会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 伊藤秀樹
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。

———— * * * ————

宮津市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 山口司
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。

———— * * * ————

宮津市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和3年5月20日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 矢原自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 尾浪和彦
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。

———— * * * ————

宮津市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を

受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 三原宏明
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 城崎透
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 大江和也
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 中西 一 就
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年5月10日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 地縁による団体名 島陰自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 大浦 貴之
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 芦田 伸一
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月4日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>

氏名 松 下 勝

- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 小 谷 幸 成

- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 上 羽 康 一

- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月10日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <省 略>

氏名 平 田 常 雄

- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年10月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月10日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 浪花自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 若生 亨
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月10日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 大江 宏行
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和4年6月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月10日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 中野自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 牧野 充彦
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月10日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 向山 禎彦
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第70号

宮津市空家空地対策の推進に関する条例第13条に規定する特定空家等及び特定空地の認定に係る基準の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和7年4月10日

宮津市長 城崎雅文

宮津市空家空地対策の推進に関する条例第13条に規定する特定空家等及び特定空地の認定に係る基準（平成29年告示第123号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮津市空家空地対策の推進に関する条例第13条に規定する管理不全空家等及び特定空家等並びに特定空地の認定に係る基準

第2項中「空家等又は空地が次に掲げる状態にある場合、当該空家等又は空地を特定空家等又は特定空地として認定する。特定空家等又は特定空地の認定に当たっては、本認定基準を基に宮津市空家空地対策協議会の意見を聴いた上で行う。この場合において、」を削り、「判断に当たっては」の次に「、次に掲げる基準を踏まえ」を加え、同項第2号の表の次に次の1号を加える。

(3) 管理不全空家等の認定

管理不全空家等の認定の判断に当たっては、国土交通省作成の管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針及び本基準（特定空家等の認定における判断基準）を踏まえ、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある①物的状態の程度、②周辺の建築物や通行人等に対し悪影響を及ぼす可能性、③悪影響の程度と危険度の切迫性を勘案し、総合的に判断するものとする。

————— * * * —————

宮津市告示第71号

宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月10日

宮津市長 城崎雅文

宮津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市産後ケア事業実施要綱（平成30年告示第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「7日」を「7泊」に改め、同項第2号中「7回」を「7日」に改める。

第8条第1号及び第2号中「世帯・」を「世帯又は」に改め、同条第3号中「1日」を「1回」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(助成金)

第9条 市長は、利用者が受託事業者以外の病院等において事業を利用した場合は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を予算の範囲内において助成金として交付する。

(1) 短期入所型

- ア 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する母子 1泊につき28,500円
- イ ア以外の世帯に属する母子 1泊につき21,000円

(2) 通所型

- ア 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する母子 1日につき9,500円
- イ ア以外の世帯に属する母子 1日につき7,000円

(3) 居宅訪問型

- ア 生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯に属する母子 1回につき11,400円（多胎の場合は、1回につき13,200円）
- イ ア以外の世帯に属する母子 1回につき8,000円（多胎の場合は、1回につき9,800円）

- 2 前項に規定する助成金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、宮津市産後ケア事業助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第72号

宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
令和7年4月10日

宮津市長 城崎雅文

宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市子育て世帯リフォーム支援事業補助金交付要綱（令和5年告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「多子世帯又は三代代で同居若しくは近居する子育て世帯」を「本市への移住又は転居する子育て世帯が行う住宅確保等の経費」に改める。

第2条第1号中「妊娠中」を「出生前」に改め、同条第2号から第6号までを次のように改める。

- (2) 子育て世帯 前号に規定する者が属する世帯をいう。
- (3) 移住 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入（市内に住所を定めるものに限る。）をいう。
- (4) 転居 住民基本台帳法第23条に規定する転居（市内に住所を定めるものに限る。）をいう。
- (5) リフォーム 子育ての負担軽減のために住宅の修繕、改修、増改築を市内に本店又は主たる事業所を有する事業者と契約して行う工事をいう。
- (6) 所得 給与所得者の場合は1年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した金額をいい、自営業者の場合は売上金額から必要経費を控除した金額をいう。

第2条第7号を削る。

第3条中ただし書を削り、同条第1号を次のように改める。

- (1) 移住又は転居の日から起算して1年前の日から、移住又は転居の日から起算して1年を経過した日までの間にある子育て世帯であること。

第3条第2号中「自らが居住する住宅のリフォームで、」を削り、「年収」を「所得」に、「750万円」を「550万円」に改める。

第4条中「多子世帯が居住するための住宅又は三代代同居若しくは三代代近居のための住宅の」を「第2条第5号に規定する」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和5年3月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月14日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 古旗靖弘
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月14日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 矢野善記
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

————— * * * —————

宮津市告示第75号

宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

宮津市長 城崎雅文

宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱（令和6年告示第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「(別表の1の項)を「又は別表」に改め、「を除く。）」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第76号

宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

宮津市長 城崎雅文

宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送

ることができるよう、在宅で生活するために必要なサービスを利用する者に対し、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 在宅サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護及び法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービスで市長が認めるもの
- (2) 福祉用具貸与 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与に相当するサービスで市長が認めるもの
- (3) 福祉用具購入 法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当する用具の購入に相当するサービスで市長が認めるもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第4条に規定する補助対象サービスの利用時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者に限る。）
- (2) 在宅療養の支援及び介護が必要な者
- (3) 18歳に達する日から40歳に達する日の前日までに補助対象サービスを利用した者であって、当該補助対象サービスの利用時に市内に住所を有する者（ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく小児慢性特定疾病医療給付制度の対象となる20歳未満の者は除く。）
- (4) 他の制度において、同様の助成等を受けていない者

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（登録申請及び承認）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金登録申請書に宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金に係る意見書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金登録決定（不決定）通知書により、登録申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第6条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金登録変更（中止）届出書により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条第1項の規定により申請した事項に変更があったとき。

（登録の取消し及び中止）

第7条 市長は、登録者が補助金の交付を受けることが適当でないとき、登録を取り消すことができる。

- 2 市長は、登録者から前条の規定による中止の届出があったとき又は前項の規定により登録の取消しをしたときは、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金登録取消（中止）通知書により、登録者に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 登録者は、第4条に掲げる補助対象経費のうち、在宅サービス及び福祉用具貸与サービスにつ

いては当該サービスの利用を開始した日の翌日から起算して1年以内に、福祉用具購入サービスについては購入した日の翌日から起算して1年以内に、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象サービスを利用した日及び要した金額の明細が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を速やかに決定し、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金交付決定（不決定）通知書により通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金交付決定取消通知書により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、補助金が既に交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、宮津市若年がん患者在宅療養支援補助金登録申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日以後に利用した補助対象サービスに適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
在宅サービス及び福祉用具貸与サービスに係る利用料	1月当たりの利用料が80,000円以下の場合は、1月当たりの利用料に10分の9を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切捨てる。）とし、1月当たりの利用料が80,000円を超えた場合は、72,000円とする。
福祉用具購入サービスに係る利用料	1人当たりの利用料が100,000円以下の場合は、利用料に10分の9を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切捨てる。）とし、1人当たりの利用料が100,000円を超えた場合は、90,000円とする。

宮津市告示第77号

宮津市がん患者アピアランスケア支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月15日

宮津市長 城崎雅文

宮津市がん患者アピアランスケア支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の心理的及び経済的負担の軽減を図るため、がんの治療による外見変貌を補完する医療用ウィッグ等又は乳房補正具の購入を行った者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に宮津市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) がんと診断され、助成金の交付申請時にがんの治療中又は過去にがんの治療を受けたことがある者で、当該治療に伴う脱毛等の症状又は外科的治療等による乳房の変形により、補整具を必要とする者
- (3) 過去に本市又は他の自治体を実施する補整具購入に係る同様の助成を受けていない者
(助成金の額等)

第3条 助成金の対象となる補整具及び助成金の額は、別表のとおりとし、前条に定める助成対象者1人につきそれぞれの区分ごとに1回を限度に助成する。

2 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前項に規定する補整具の購入費とし、付属品並びにケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）の購入費、購入のために要した交通費及び郵送費等は助成の対象外とする。

3 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外とする。

（交付申請）

第4条 助成金の交付申請をしようとする者（その者が未成年である場合にあっては、その法定代理人。以下「申請者」という。）は、宮津市がん患者アピアランスケア支援助成金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 本人確認書類
- (2) がんの治療（手術、薬物療法、放射線療法等）を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し（がんの治療に伴う脱毛、外科的治療等による乳房の切除又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類に限る。）
- (3) 補整具の購入に係る領収書及びその明細書（宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、助成金額を決定し、宮津市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、宮津市がん患者アピアランスケア支援助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた場合又はこの要綱の規定に違反したと認められる場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市がん患者アピアランスケア支援助成金交付申請書兼請求書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	要件	助成金の額
ウィッグ等	がんの治療に伴う脱毛に対応するため、一時的に着用するものであること。	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、3万円を上限とする。

乳房補整具	がんの外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着又は人工乳房のいずれかであること。	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補整下着については1万円、人工乳房については1台につき3万円を上限とする。
-------	--	--

備考 人口乳房については、両側乳がんを除き、1人1台に限る。

— * * * —

宮津市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月21日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 獅子自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 小谷広志
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月21日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 小谷広志
- 3 変更年月日 令和7年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月21日

宮津市長 城崎雅文

- 1 地縁による団体名 福田自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 中田正良

- 3 変更年月日 令和7年4月12日
4 変更の理由 団体役員の改選による。

— * * * —

宮津市告示第81号

宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月21日

宮津市長 城崎雅文

宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地元への就職促進及び中小企業者等の人材確保を図るため、従業員への奨学金返還負担軽減制度を設ける中小企業者等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中央会補助金 京都府中小企業団体中央会が実施する就労・奨学金返済一体型支援事業補助金をいう。
(2) 中小企業者等 中央会補助金の交付対象となる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること。
(2) 中央会補助金の交付決定を受けていること。
(3) 市税を完納していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、中央会補助金交付決定額の2分の1以内の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに規則第4条の規定により宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 中央会補助金交付申請書及び添付書類の写し
(2) 中央会補助金交付決定通知書の写し
(3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに規則第8条の規定により宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金事業内容変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による補助金の交付を受けた者がいるときは、その者からその交付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

———— * * * ————

宮津市告示第82号

宮津市衛星通信機器等導入補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月30日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市衛星通信機器等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、光ファイバ未整備地域において、高速通信サービスの利用を可能にするため、衛星通信サービスを導入する者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 光ファイバ未整備地域 光ファイバを利用した高速通信サービスの利用ができない地域
- (2) 衛星通信サービス 地上に設置した受信設備と人工衛星（高高度無人機を含む。）が通信を行うことにより、インターネットの利用を行うためのサービス
- (3) 衛星通信機器 通信衛星サービスを利用するために地上に設置するアンテナ等の受信設備（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の光ファイバ未整備地域内に、住民基本台帳登録をしている個人又は事務所を有する法人、個人事業主若しくは団体であること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが、光ファイバ未整備地域内において衛星通信機器を使用するものであること。
- (3) 次に掲げる者のいずれにも該当しない者

ア 市税（地方税法第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

イ 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が光ファイバ未整備地区において衛星通信サービスを利用するために設置する衛星通信機器の購入費及び購入した衛星通信機器の設置及び建物内の配線敷設に係る費用から、西日本電信電話株式会社による光回線導入に係る初期費用相当額を控除した額とする。ただし、月額で負担する維持費等の費用は、補助対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市衛星通信機器等導入補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市衛星通信機器等導入補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市衛星通信機器等導入補助金実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第8条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合又は補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市衛星通信機器等導入補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

宮津市告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和7年5月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 介護保険事業所番号 2692000165
- 2 事業所の名称 伊根デイサービスセンター
- 3 事業所の所在地 京都府与謝郡伊根町字六万部小字ヤクシノ上154番地
- 4 事業者の名称 社会福祉法人与謝郡福社会 理事長 四 宮 功 雄
- 5 主たる事務所の所在地 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7
- 6 指定年月日 令和7年5月1日
- 7 サービス事業の種類 地域密着型通所介護

公 告

宮津市公告第24号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年4月24日

宮津市長 城崎雅文

(以下、掲示済)

宮津市公告第25号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年4月25日

宮津市長 城崎雅文

(以下、掲示済)

宮津市公告第26号

宮津市職員採用試験【前期試験】実施要項

令和7年度宮津市職員採用試験【前期試験】を次のとおり実施します。

令和7年5月1日

宮津市長 城崎雅文

- 1 試験区分、受験資格及び採用予定者数
 - (1) 試験区分、受験資格

試験区分	受験資格
一般事務職 (行政)	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和8年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和8年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。
一般事務職 (行政) ※障害者対象	次のいずれにも該当する方で、②のうちいずれかに該当する方 ① 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方又は令和8年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和8年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 ② A. 身体障害者手帳の交付を受けている方 B. 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 C. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※上記A、B及びCの手帳は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
一般事務職 (文化財保護・ 遺跡発掘業務)	次のいずれにも該当する方 ① 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学又は大学院（各同程度と認めるものを含む。）において専門（考古学又は歴史学等）課程を修得し卒業（修了）した方又は令和8年3月末日までに卒業（修了）見込みの方 ^{*1} ② 博物館法に規定する学芸員となる資格を有する方（令和8年3月末日までに同資格の取得見込みの方 ^{*2} を含む。） ③ 発掘調査の経験を有する方
土木技術職	次のいずれかに該当する方 ① 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（土木）課程を修得し卒業した方又は令和8年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和8年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 ② 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方で、民間企業等で土木関係の設計業務、施工管理等の業務の職務経験がある方 ^{*3}
建築技術職	次のいずれかに該当する方 ① 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（各同程度と認めるものを含む。）において専門（建築）課程を修得し卒業した方又は令和8年3月末日までに卒業見込みの方 ^{*1} ※ただし、令和8年3月末日までに高等学校卒業見込みの方は除きます。 ② 昭和55年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校以上の学校（各同程度と認めるものを含む。）を卒業した方で、民間企業等で建築関係業務の職務経験がある方 ^{*3}
保健師	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方（令和8年3月末日までに同免許の取得見込みの方 ^{*2} を含む。）
司書 (図書館司書)	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、司書資格を有する方（令和8年3月末日までに同資格の取得見込みの方 ^{*2} を含む。）

■ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※1 卒業見込みで受験した方が、令和8年3月末日までに卒業できなかった場合は、採用される資格を失います。（大学院修了見込みの方は除きます。）

※2 資格又は免許を取得見込みで受験した方が、令和8年3月末日までに同資格又は同免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

※3 民間企業等での職務経験期間には、民間企業、各種法人、団体、官公庁、自営業等において常勤（1週間の勤務時間数が29時間以上）で就業していた期間が該当します。

(2) 採用予定者数

試験区分	採用予定者数
一般事務職（行政）	若干名
一般事務職（行政） ※障害者対象	若干名
一般事務職（文化財保護・遺跡発掘業務）	1名程度
土木技術職	若干名
建築技術職	1名程度
保健師	1名程度
司書（図書館司書）	1名程度

2 試験の日時及び場所

区分	試験日時等	試験会場等
第1次試験	令和7年6月29日（日） 午前9時00分開始【時間厳守】 （午前8時50分集合）	宮津市福祉・教育総合プラザ3階 第1コミュニティルーム又は第2コ ミュニティルーム （宮津シーサイドマートミップル内）
第2次試験	令和7年7月24日（木） ～ 7月25日（金） ※時間は第1次試験合格者に別途通知します	※Web 面接のため、ご自宅等、面接 受験に適した環境下で受験して ください
第3次試験	令和7年8月9日（土） ※時間は第2次試験合格者に別途通知します	宮津市役所

※ 受験人数の状況により、会場等を変更する可能性があります。

※ 第2次試験以降の試験日時等は予定です。変更になる場合、及び詳細な試験日時等については、各試験合格者に対し、パブリックコネクトサイトよりメールで通知します。

3 試験方法及び内容

(1) 第1次試験

○試験科目・試験方法・内容

基礎試験 （いずれかの試験 を選択）	【一般教養試験】 マークシート方式・出題数40題・試験時間2時間 （出題分野等） 時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（13題） 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（27題）
	【SPI試験】 マークシート方式・試験時間1時間50分 言語能力及び数的情報、論理的思考力を必要とする非言語能力の測定等
作文課題	与えられたテーマに沿ってあなたの考えを記載していただきます。 試験時間30分
提出書類	自己アピールシート ^{※後述} （様式指定）に記入の上、第1次試験当日に1部持参

実技試験 ※一般事務職（文化財保護・遺跡発掘業務）のみ	発掘調査出土遺物（土器）の実測図作成実技・試験時間 50 分 ※午後 1 時から実技試験を実施しますので、 <u>昼食をご持参ください。</u> ※実技試験に係る作業用具は市で準備します。受験者持ち込みの作業用具は使用できません。
--------------------------------	---

- (2) 第 2 次試験
Web 面接（Zoom 使用）
- (3) 第 3 次試験
個別面接（最終面接）

4 合格発表

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第 1 次試験合格発表	7 月 11 日（金）	いずれの試験においても以下の方法によりお知らせします。 ①宮津市役所の掲示板に掲示 ②宮津市ホームページで掲載 ③パブリックコネクトサイトよりメールで通知 ※③については各試験合格者のみ
第 2 次試験合格発表	7 月 30 日（水）	
最 終 合 格 発 表	8 月 19 日（火）	

※ 電話、メール等による可否の問い合わせには応じません。

5 合格者の登録及び採用

この試験の合格者は、宮津市職員採用候補者名簿に登録し、必要に応じ採用します。
 なお、この名簿の有効期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。

6 採用予定年月日

令和 8 年 4 月 1 日

※ 既に基準学歴の学校を卒業している方又は資格職で既に資格を有する方のうち、早期採用が可能な場合は、調整の上、令和 7 年度中の採用となる場合があります。

7 受験申込みの方法

申込方法	1. 次頁に記載の受付期間内に、下記の専用サイト（パブリックコネクト）へアクセスし、会員登録を行ってください。 パブリックコネクト登録用 URL： https://public-connect.jp/employer/1388/job/list 2. マイページへログイン後、プロフィール編集及びエントリー ①マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴・自己PR等を登録。 ※自己PRと学校の学部名欄は任意になっていますが、受験資格の確認等に必要となるため、必ず入力してください。 ②プロフィール編集後、受験する職種区分のページへ進み、エントリー。 ③顔写真データ（直近 6 か月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きで本人と確認できるもの）をタテ表示となるようにアップロードしてください。（縦：横＝4：3） ④以下の書類等をアップロードしてください。 【全ての職種】 ・最終学校の卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書 ・最終学年までの成績証明書 ※大学院修了者については、大学の卒業証明書及び成績証明書もアップロードしてください。 ※最終学年までの成績証明書について、学校における保管期間が過ぎたことにより発行ができない場合は、成績証明書不発行証明書をアップロードしてください。 【保健師、司書（図書館司書）】 ・資格証又は免許状 ※取得見込みで受験される方は申込時には不要です。（後日提出必要）
------	--

	<p>⑤試験当日に何らかの配慮を必要とする人は、必ず該当箇所にご入力ください。 ⑥申込みは1回のみで、1つの職種に限ります。重複申込の場合は、最初に入力した内容が受験申込となります。申込送信以降、申込内容の変更はできませんので、内容に不備がないか送信前に必ず確認してください。 ⑦申込送信後、「受験票」の印刷が可能となります。ご自身で印刷（白黒可）していただき、第1次試験の際に忘れずに持参してください。 ⑧「自己アピールシート」については、求人情報ページから印刷していただき、全て記入のうえ、第1次試験の際に提出してください。（なお、申込受付後、メールでもご案内します。）</p>
<p>注意事項</p>	<p>①「@public-connect.jp」及び「@city.miyazu.kyoto.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。 ②携帯電話のメールアドレスを登録した場合や誤入力、通信回線上の障害等により、宮津市などからのメールが受信できず、申し込みできない場合があります。これらの場合で受験できなかった場合でも、本市は一切責任を負いません。 ③受付開始時間から受付終了時間までは、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">次の場合は、受付できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力漏れ（自己PR、学部名、職歴等）がある。 ・必要事項の記載がない。 ・必要書類等がアップロードされていない。 ・受験資格に該当していない。 ・インターネット以外での申込み。 </div>

■ 宮津市ホームページの【職員募集】のバナーからも、パブリックコネクトサイトへアクセスできます。

8 受験申込みの受付期間

令和7年5月1日(木)から令和7年6月11日(水)まで

※ 身体等に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、必ずエントリーページ内の該当箇所に内容等を記入してください。なお、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合があります。

・拡大鏡の使用、ルーペの持込み、人口内耳の装用、補聴器の使用、車椅子の使用は可能ですが、この場合においても、エントリーページ内の該当箇所に記入してください。

9 給与等

(令和7年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	220,000円	204,400円	188,000円

※ 社会人など職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。

※ 宮津市一般職職員の給与に関する条例に基づき、その他諸手当を支給します。

10 試験結果の開示

この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、直接来庁してください。（電話、はがき等による請求では開示できません。）

区分	開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次試験	不合格者	総合順位及び 総合得点	各合格発表の 日から2週間	宮津市役所本館3階(総務部 総務課職員係) (土曜日、日曜日及び祝日を 除く、午前8時30分から午 後5時15分まで)
第2次試験		総合順位		
第3次試験				

11 受験についての問い合わせ先

宮津市総務部総務課職員係(本館3階)

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1 直通番号 (0772)45-1603

代表番号 (0772)22-2121 内線231・232・233

【参考】

地方公務員法第16条(抄)

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第10号

令和7年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年4月15日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

- 1 日時 令和7年4月22日(火) 午前9時
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ(4階応接会議室)

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和7年4月4日

宮津市農業委員会

会長 関野掲司

- 1 日時 令和7年4月11日(金) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市中央公民館 大会議室
- 3 議題

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第14号 非農地証明交付申請の承認について

議案第15号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について

議案第16号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について